

四日市市告示第 419 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

大字日永地内における土壌汚染及び地下水汚染について

2. 発表内容

令和 7 年 5 月 20 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、味の素株式会社（東京都中央区京橋一丁目 15 番 1 号 代表執行役社長 中村 茂雄）から同社東海事業所（四日市市大字日永 1730 番地）敷地内において、土壌汚染及び地下水汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、同社は形質変更予定地である当該土地について、自主的に土壌・地下水調査を実施しました。調査の結果、8 区画のうち、1 区画で「水銀及びその化合物」が土壌溶出量基準を超過しました。また、「砒素及びその化合物」が地下水基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、当該物質については、地下水下流側の事業所敷地境界付近で地下水の調査を行い、基準を満たしていることを確認しており、周辺環境への影響はないと考えられます。

また、工事予定地内では、過去に「水銀及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の使用履歴はなく、土壌汚染の原因は不明です。

基準を超過した特定有害物質及び検出された濃度は下表のとおりです。

< 土壌調査結果（溶出量） >

物質名	最大検出濃度 （土壌溶出量基準の倍数）	土壌溶出量基準
水銀及びその化合物	0.0011mg/L（2.2倍）	0.0005mg/L

< 地下水調査結果 >

物質名	検出濃度 （地下水基準の倍数）	地下水基準
砒素及びその化合物	0.018mg/L（1.8倍）	0.01mg/L

※汚染区画はアスファルト舗装とシートによる養生により、雨水浸透防止の措置が講じられています。

3. 事業者における今後の対応

- (1) 土壌溶出量基準超過が確認された汚染区画について、汚染土壌を掘削除去の上、適正に処理を行う予定です。
- (2) 地下水下流側の観測井戸（工場敷地境界付近観測井戸）における地下水モニタリングを継続して実施します。

4. 四日市市の対応方針

- (1) 5月21日に現地確認を行います。
- (2) 土壌汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

4. 届出内容の問い合わせ

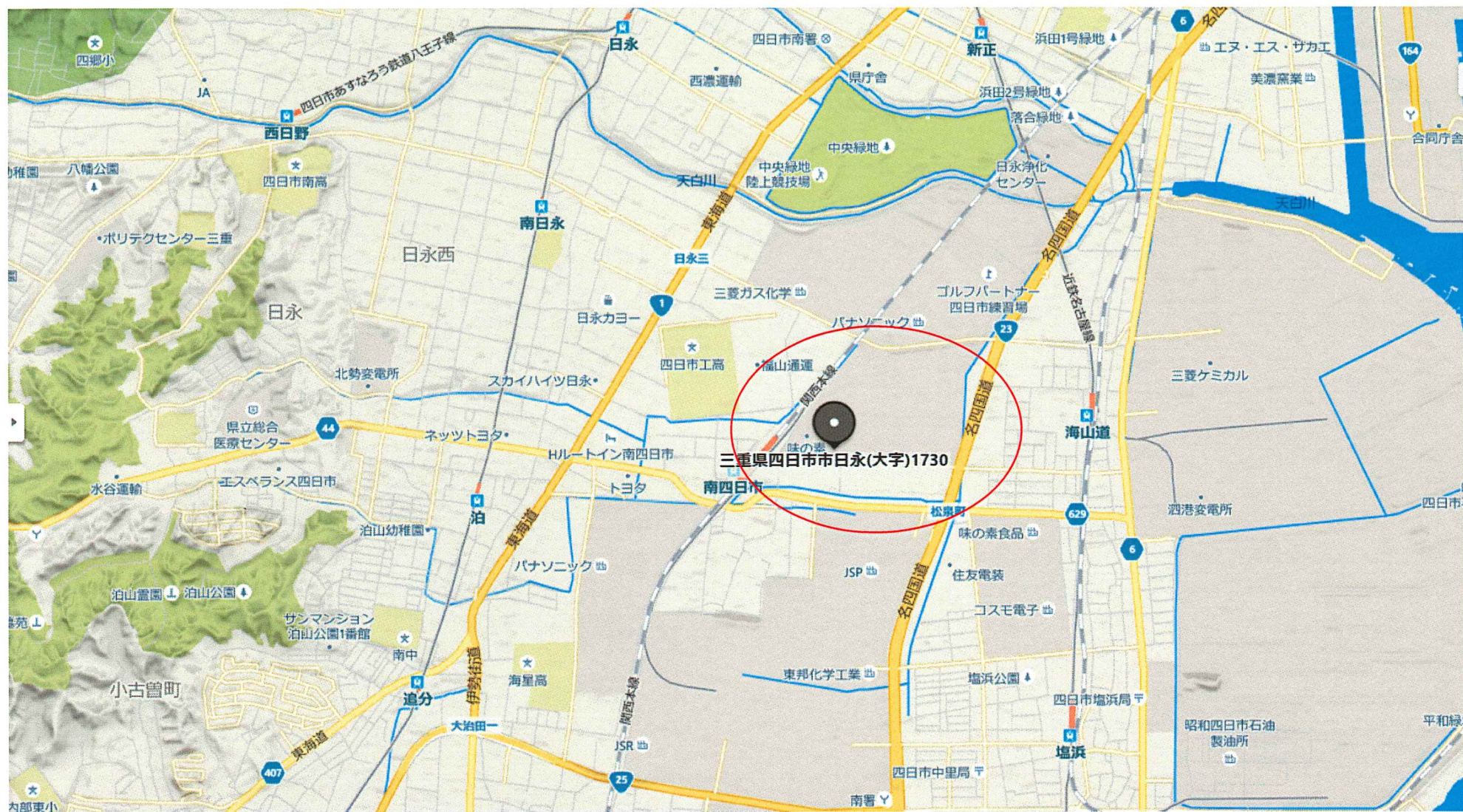
味の素株式会社 東海事業所 総務・安全環境部

安全衛生・防災・環境グループ

電話：059-348-3626

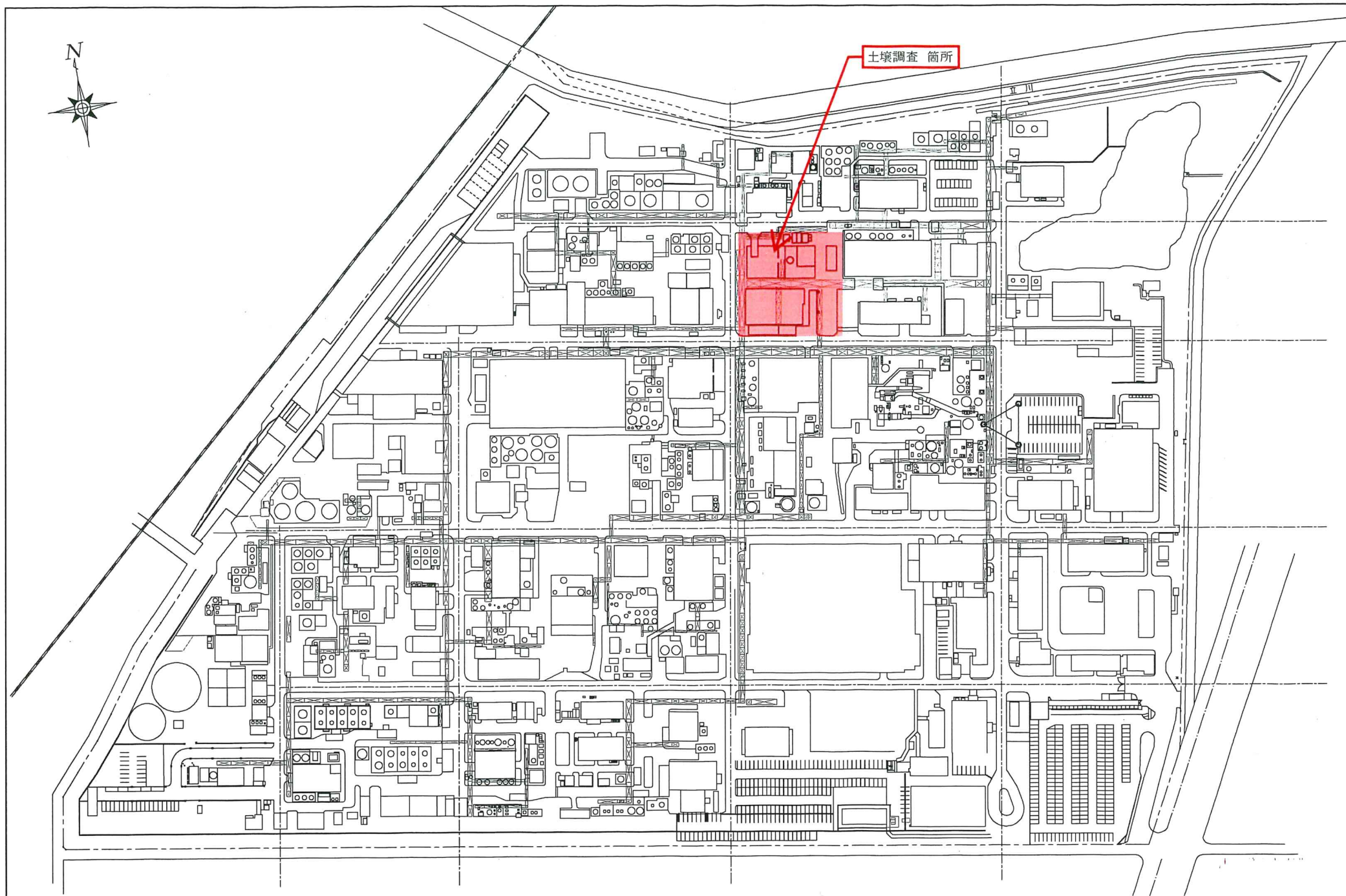
(環境部環境政策課)

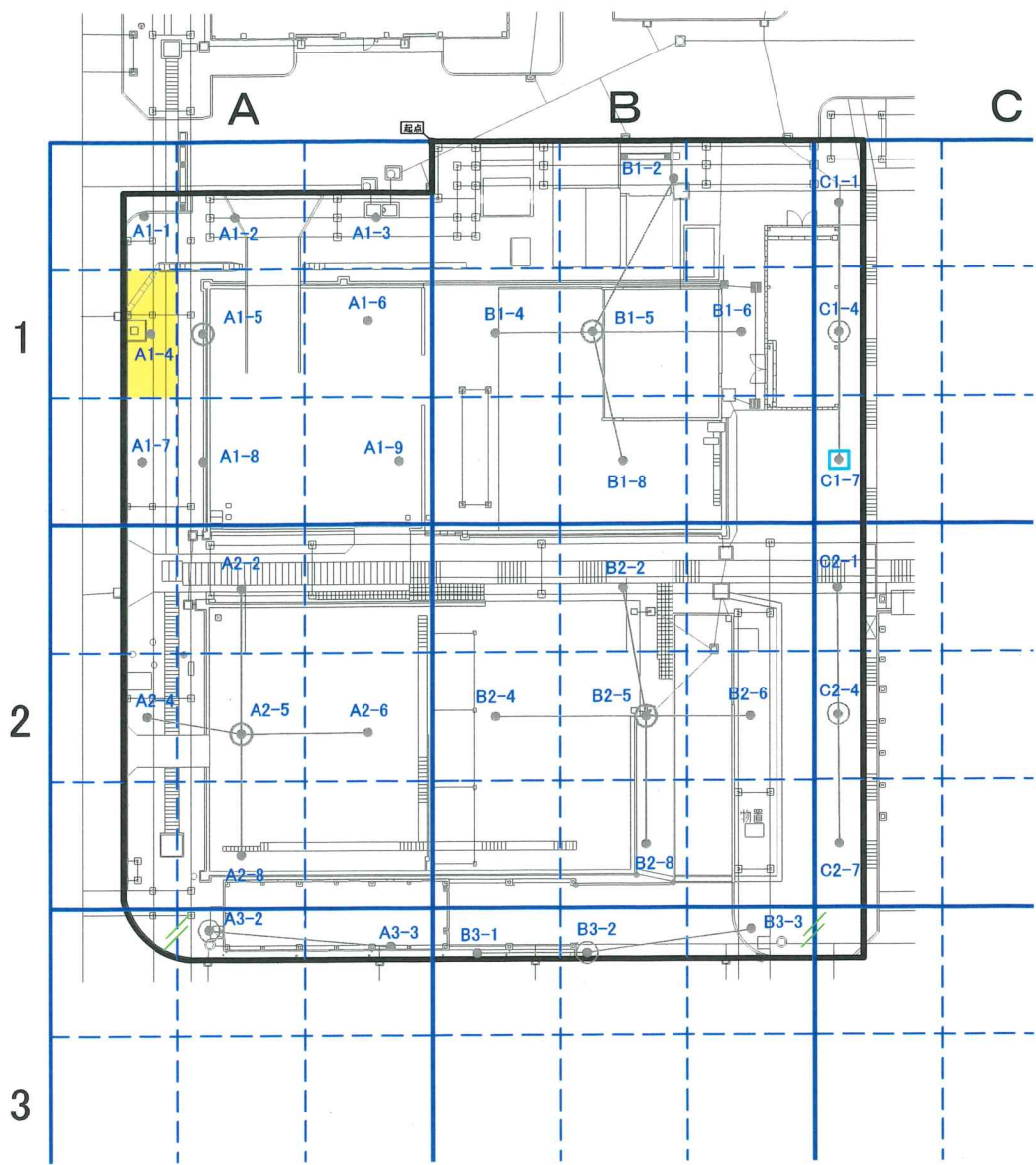
味の素(株) 東海事業所



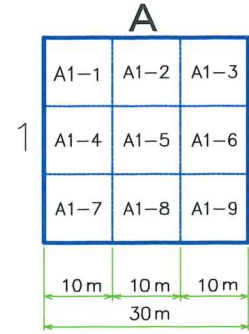


土壤調査 箇所





30m格子内採取地点番号(凡例)



分析値(土壌)

区画名	A1-4
対象物質	水銀 (溶出量)
深 度	分析値
表層	0.0011
GL-0.75m	<0.0005
GL-1.0m	<0.0005
GL-2.0m	<0.0005
基準値	0.0005

単位: mg/L

分析値(地下水)

地点名	形質変更予定地 境界付近
対象物質	砒素
	分析値
地下水	0.018
基準値	0.01

単位: mg/L

※赤字は基準超過

- 調査対象地(土地の形質変更予定地)
面積: 3,613m² (全47区画)
- 統合区画
- 土壌ガス調査地点
- 土壌調査地点
- 地下水調査地点
- 基準不適合区画 A1-4区画(面積: 42.4m²)
水銀及びその化合物(土壌溶出量)

客 先	味の素株式会社 東海事業所				様
名 称	土壌調査(自主調査) 基準超過区画位置図				
作成日	年 月 日			図 番	
製 図	設 計	検 図	承 認	尺 度	1 / 400(A3)